

PCB 处理の拡大・延長の受入決定について

昨年 10 月、国から本市に対して行われた北九州 PCB 廃棄物処理事業の処理の拡大と処理期限の延長に関する検討要請について、先月 23 日、本市の受入条件を国へ提示し、国から条件を承諾する旨の回答があつたため、本市は受入れを決断した。

1 市長と環境大臣との会談

(1) 日 時 平成 26 年 4 月 23 日 (水) 11 時

(2) 場 所 環境省 環境大臣室

(3) 出席者 [環境省] 石原環境大臣、井上環境副大臣、浮島環境大臣政務官

谷津環境事務次官、鈴木大臣官房長、梶原廃棄物・リサイクル
対策部長

[本 市] 北橋市長、松岡環境局長、井上産業廃棄物対策室長

(4) 資 料 ① 北橋市長から石原環境大臣に対する本市の受入条件書【別紙 1】

② 石原環境大臣から市長に対する国の回答書【別紙 2】

2 会談概要

(1) 北橋市長

- ・今回の要請を受けて、市民との対話、議会での議論を積み重ねてきた。
- ・対話や議論を通じて様々な意見があつたが、要約すると、「処理の安全性は確保できるのか」「延長期間内に確実に処理が完了するのか」「地域の痛みをどう受け止めているのか」の 3 点。
- ・一方で、「PCB という負の遺産を次の世代に残すことがあってはならない」ことは市民共通の想い。
- ・こうした市民や議会の想いを条件という形で提示した。とりわけ強調したいのは「処理期間の再延長はないこと」。
- ・これらの条件を重く受け止め、国としての責任と覚悟が示されるのであれば、今回の要請に対して了とする。

(2) 石原環境大臣

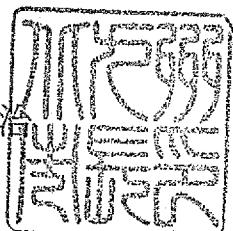
- ・市民の不安や負担感がある中で、ご尽力いただいたことは感謝申し上げる。
- ・条件は、市民や議会の想いを集約したものとして重く受け止め、国の責任と覚悟の下、全ての条件を承諾し、万全を尽くして対応する。
- ・安全かつ期間内に処理が完了するよう、北九州市と二人三脚で取り組んでいきたいので、協力をお願いする。

(了)

北九環監廃第46号
平成26年4月23日

環境大臣 石原 伸晃 殿

北九州市長 北橋 健治



ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について（回答）

平成25年10月25日付け環廃産発第1310251号で要請のあった標記の計画変更につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

平成12年、カネミ油症の発症の地である本市に対し、広域的P C B廃棄物処理施設の立地要請があった。当時、全市民的な議論や安全性の検討を幾重にも経て、次世代への深刻な被害が懸念されるP C B汚染に対して、環境リスクを国際的に低減するため広域的な資源循環拠点として先導的な役割を果たすという意志の下、本市は施設立地を受け入れた。

その後、処理の安全性確保を最優先とする考え方の下、多重の防護策をはじめとするリスクマネジメントを講じることとし、また、リスクコミュニケーションを通じた市民の理解と協力により、安全操業に対する監視が行われてきた。

これらの取組みに加え、これまで培ってきた環境関連の技術力や人材、仕組みを生かすことにより、本市ではこの10年間、P C Bの外部漏洩や健康被害が発生することもなく、全国で最も順調に処理が進められてきた。

このような中、全国的な処理の遅れを原因とし、北九州P C B処理事業における処理の拡大及び処理期限の延長について、今回、国から要請を受けたことは、本市として誠に遺憾と言わざるを得ない。

今回の要請に対しては、数多くの市民及び議会から意見が寄せられた。その中では、処理の安全性や期限内処理の確保に対する疑義や、追加処理及び期限延長に対する地元の負担感についての意見も寄せられている。

一方で、我が国引いては地球全体の環境保全に鑑み、一日も早くP C Bを根絶すべきことは、全市民的な理解が得られている。さらに、次世代に負の遺産を引き継ぐことのないよう、本市が有する技術、人材、ノウハウ等を活用し、その役割を担うこともやむを得ないとの考えが少なからずある。

これらを踏まえれば、今後、安全かつ計画的に、地域の理解を得ながら広域的処理を確実に進めていくためには、市民・議会から寄せられた疑義や意見に対して、統括的な立場からその推進を担う国の責任と覚悟が欠かせないと考える。

本市は、以上の考え方方に立って、北九州P C B処理事業の追加処理及び処理期限の延長に係る要請に対して、受諾するに当たっての条件を以下のとおり提示する。

1. 処理の安全性確保

P C B処理施設の立地当初から処理の安全性の確保が第一であり、現在及び将来も変わりはない。このため、

(1) 従来からのフェイルセーフ、セーフティネットの考えに基づく安全対策の強化はもとより、適切な予算、人員を確保した上で施設の健全性確保、輸送時の安全対策及び災害対策を徹底するなど、処理の安全性確保に万全を期すこと。

その一環として、

- ① 全事業所単位で、過去の全トラブル及び改善対策内容を再評価し、他事業所への水平展開、管理監督体制の強化を含め、安全操業のための運用の徹底を図ること。
 - ② 長期保全計画や定期点検の結果に基づき、適切な財政措置を講じた上で、設備・機器の更新・補修を確実に行うこと。
 - ③ 北州市内の運搬に当たっては、安全性の実績があるトラック輸送や輸送ルートの限定など、これまでの安全対策を堅持すること。
 - ④ 新たに処理対象となる地域から輸送を行う運搬事業者に対し、北州市内における輸送規制の遵守を周知徹底すること。
 - ⑤ 安全な輸送路を維持・確保するために必要と認める場合には、財政措置も含め必要な措置を確実に講ずること。
 - ⑥ 地震、津波等の自然災害に関する最新の知見を踏まえ、災害対策の内容を常に見直し、必要に応じて対策を強化すること。
- (2) 万が一、P C Bの外部漏洩、健康被害等の重大な事故が発生した場合には、その後の操業の是非について本市と協議するとともに、被害等に對しては事業実施者とともに補償を含め必要な措置を迅速に講ずること。

2. 期間内での確実な処理

一日でも早い処理完了が求められる中、施設サイド及び事業者サイドの両面から処理の遅れが生じたことに鑑みれば、二度と同じ轍を踏んではならない。このため、

- (1) 高圧トランス・コンデンサ等については平成30年度末まで、安定器等・汚染物については平成33年度末までに、かつ、その期間内で一日でも早く処理完了させることを旨として、関係者が総力を挙げて早期に処理を行うこと。
- (2) 処理施設の技術的・運用上の改善を徹底し、トラブルによる稼働停止等が生じないよう万全を期すこと。
- (3) 関係者が一体となった連携体制を速やかに構築し、各地域において使用中P C B含有機器を含めた未処理機器の把握、事業者に対する確認・指導等の取組みを、本市と同程度の水準を確保しつつ計画的に行うとともに、処理促進に必要な仕組みを早急に構築すること。

その一環として、

- ① 使用中機器も含めたP C B含有機器の把握・処理のため、国の関係機関、関係自治体、関係団体等が一体となった連携体制を早急に構築し、十分な実施体制を確保すること。
- ② 都道府県市の処理計画改訂において早期かつ計画的な処理期間を設定し、未処理機器の把握や処理の取組みが早期かつ計画的に進められるよう必要な指導を行うとともに、広域調整協議会等を活用して取組みの進捗管理を行い、取組みが十分でないと認められる場合には、行政的なテコ入れを行うなど厳しい態度で臨むこと。
- ③ 未処理機器を有している可能性のある事業者に対して幅広くかつ継続的な調査・周知等が適切に行われるよう、そのための支援に必要な予算を確保するとともに、きめ細やかな相談に応じるための窓口の設定などの丁寧な運用を確保すること。
- ④ 関係機関との連携や様々なメディア媒体の積極的な活用により、P C B処理の重要性等に関する国民全体への必要な周知を行うこと。

- ⑤ 迅速な処理に向けて、日本環境安全事業株式会社における未登録機器を含む未処理機器保有事業者への積極的な営業をはじめとする運用強化、分割払い等処理料金を支払いやすくする制度の充実を速やかに行い、必要に応じて料金値上げをはじめとする対策強化を確実に行うこと。
 - ⑥ その他、新たな処理地域からの円滑な搬入のための調整に係る措置など、P C B 廃棄物が適正かつ早期に処理されるために必要な措置を迅速に講ずること。
 - ⑦ 事業終了後に速やかに解体・撤去を行えるよう必要な財政措置を講じるとともに、解体・撤去の時期、方法等について十分な時間的余裕を持って事前に協議を行うこと。
- (4) 如何なる理由があろうと、処理期間の再延長はないこと。

3. 地域の理解

- 本事業は地元地域の理解なくしては進まないものである。このため、
- (1) 本事業に係る安全性及び期限内処理に係る地域への積極的な情報公開のための機会の付与、地域への即応的な連絡体制など更なるリスクコミュニケーションの徹底を図るとともに、地域との積極的かつ継続的な交流を行うなど、必要な取組みを確実に実施すること。
 - (2) 本事業の実施に当たっては、地元企業、人材を最大限活用した地域密着型の事業とすること。
 - (3) 本事業が地元の理解と協力の下に成り立っていることを国及び処理対象地域の自治体が的確に認識し、その理解・協力を促すための取組みを積極的に推進すること。
 - (4) 本市の技術、人材、ノウハウ、仕組み等を国として積極的に評価し、他地域への水平展開を図るとともに、世界の有害物質のリスク管理にも貢献するための取組みを推進すること。
 - (5) 本市の環境未来都市としての取組みが更に発展・展開するよう密接な連携を図ること。

4. 取組みの確実性の担保

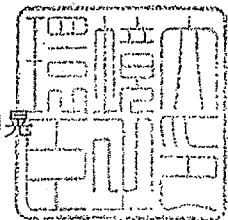
本事業の実施を長期的に担保していくためには、施策の進捗管理・評価及び必要に応じた見直しとともに、本市の関与が不可欠と考える。このため、

- (1) 安全対策、処理促進策等の各種施策について、その運用方法や実施状況、及び更なる対策の必要性等について、本市との定期的な協議の場を設けること。
- (2) 国全体及び北九州P C B処理事業について、平成30年度を目途に、中間総括を行い、本市に報告するとともに、その結果に基づき、必要な措置を検討・実施すること。
- (3) 本市が本事業に係る処理の安全性の確保や早期処理等を推進するため必要な措置を講じる場合には、その施策に積極的に協力すること。

環廃産発第 1404231 号
平成 26 年 4 月 23 日

北九州市長 北橋 健治 殿

環境大臣 石原 伸晃



ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について

平成 25 年 10 月 25 日付け環廃産発第 1310251 号にて御検討をお願いした標記の件につきましては、平成 26 年 4 月 23 日付け北九環監廃第 46 号により受入条件を提示いただいたところですが、環境省としては、これを承諾いたします。

つきましては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の安全確保及び計画的かつ早期の処理を一層推進していくため、貴市の御協力をいただきますようお願いします。